

報道関係者各位

令和6年11月19日

戸籍附票の交付誤りについて

窓口で証明書を交付する際、誤って他人の戸籍附票と一緒に交付した事案が発生しましたので、報告します。

1. 概要

11月11日（月）、市民課窓口で戸籍証明書を請求した方に対し、請求対象の証明書に他人の戸籍附票を綴じ込んで交付しました。

11月14日（木）、交付を受けた方が、証明書を金融機関に提出したところ、他の証明書が付いていることから市へ連絡するよう助言され、市民課に電話連絡がありました。

同日、市職員が自宅を訪問し、戸籍附票を回収しました。

11月16日（土）、附票の対象者に対して、状況を説明し、謝罪を行い、了解を得ました。

2. 戸籍附票の対象者

市外在住の方

3. 原因

複数の職員が窓口対応をする中で、プリンターに出力された証明書について、対応している方のもののみであることを確認せずに書類を渡してしまったことによるものです。

4. 再発防止について

このようなことが二度と起こらないよう、交付前にお渡しする証明書が正しいか、他のものが含まれていないか等、必ずチェックするよう確認を徹底いたします。



SDGs 未来都市

舞鶴市 市民課 （担当：岩田）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1002、FAX : 0773-63-9232

E-mail:simin@city.maizuru.lg.jp